

# 海上工事施工管理技術者（補）資格認定制度に関する規程

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

## 第1章 総則

### （主旨）

第1条 この規程は、「(一財) 港湾空港総合技術センター」（以下「認定機関」という。）が創設した「海上工事施工管理技術者（補）資格認定制度」（以下「(補) 資格認定制度」という。）に関し必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 海上工事では、波浪や潮流の影響を受け、水面下の施工が多いといった厳しい施工条件のもと、航行船舶への影響、海洋環境の保全への対応などが必要となるため、一般の土木技術に加え、海上工事に固有の専門的知識や技術が求められる。

本資格認定制度は、海上工事の施工に関する知識を有した技術者を審査の上、海上工事施工管理技術者（補）として資格認定することにより、若手技術者等の早期からの受験推奨による資格取得とその活用の拡大を図るとともに、併せて海上工事の施工管理に関わる人材の育成と確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第3条 この規程で「海上工事施工管理技術者（補）」とは、海上工事の特性及び施工全般に関する基礎的な知識を有し、海上工事を正確、円滑かつ安全に施工することに寄与できる技術者をいう。

2 この規程で「海上工事」とは、作業船を使用して行う工事で、別に定める「海上工事の対象となる工種」のいずれかを含む工事をその主たる部分とする海域で行う工事をいう。

## 第2章 海上工事施工管理技術者（補）資格認定試験

### （資格認定試験の方法）

第4条 海上工事施工管理技術者（補）の資格認定の審査は、海上工事施工管理技術者（補）資格認定試験（以下「(補) 資格認定試験」という。）により行う。

2 (補) 資格認定試験は、海上工事施工管理技術者資格認定試験の一次試験の共通分野と同一の試験内容にて同日に行う。

注) 海上工事施工管理技術者資格認定試験とは、別途、海上工事施工管理技術者資格認定制度において実施される試験である。

3 (補) 資格認定試験の出題内容等については、別に定める。

### （(補) 資格認定試験の実施）

第5条 (補) 資格認定試験は公示の上実施する。

2 (補) 資格認定試験は原則として毎年度1回実施する。なお、試験の実施回数は変更することができる。

3 試験地については、認定機関が受験者数及びその住所などを勘案して別に定める。

### （受験手数料）

第6条 (補) 資格認定試験受験者は、受験申し込みの際に認定機関に受験手数料を納付しなければならない。なお、受験手数料は別に定める。

### （受験の資格）

第7条 (補) 資格認定試験の受験資格は、特に定めない。

(合格の基準)

第 8 条 (補) 資格認定試験の合格基準については、100 点満点換算で 60 点を標準とし、問題の難易度等を勘案して認定機関が定めるものとする。なお、合格基準を定めるに当たっては、認定機関は第 25 条に基づいて設置される海上工事施工管理技術者資格認定制度運営委員会の意見を聞かなければならない。

(合格者への通知)

第 9 条 認定機関は (補) 資格認定試験の合否の結果を受験者に通知する。

2 (補) 資格認定試験の成績は、求めがあった場合に受験者に通知する。

(受験における不正に対する措置)

第 10 条 認定機関は、(補) 資格認定試験において不正な手段を用いたことが判明した場合、その者を不合格とする。

また、(補) 資格認定試験又は海上工事施工管理技術者資格認定試験において不正が発覚した場合、その後 2 年間は (補) 資格認定試験を受験できないものとする。

### 第 3 章 資格の認定及び登録

(登録の申請)

第 11 条 海上工事施工管理技術者(補)の資格の認定及び登録を受けようとする者は、(補) 資格認定試験の合格通知受領の翌年度末までに認定機関に資格認定の登録申請を行わなければならない。

2 1 項の期限内に資格認定の登録申請を行わない場合、合格の決定は無効とする。

(資格の認定及び登録原簿)

第 12 条 認定機関は、資格認定の登録申請を受けた場合、申請者を「海上工事施工管理技術者(補)登録原簿」(以下「(補)登録原簿」という。)に登録し、本制度による海上工事施工管理技術者(補)として資格認定する。

2 (補) 資格認定試験に合格しても、資格認定の登録が終わらない場合、本制度で認定する海上工事施工管理技術者(補)の名称を使用することはできない。

3 認定機関は、公表に同意した海上工事施工管理技術者(補)について、その氏名、登録番号及び資格分類を海上工事施工管理技術者(補)資格認定者として公表する。

4 認定機関は、本人の同意なしに、海上工事施工管理技術者(補)の個人情報を他に漏らしてはならない。

(登録手数料)

第 13 条 登録を受けようとする者は、登録申請に際し認定機関に登録手数料を納付しなければならない。なお、登録手数料は別に定める。

(海上工事施工管理技術者(補)資格証)

第 14 条 認定機関は、登録された資格認定者に「海上工事施工管理技術者(補)資格証」(以下「(補)資格証」という)を交付する。

(登録の抹消)

第 15 条 登録者が次の各号に該当するときは、認定機関は、当該登録者の登録を抹消し、(補)資格証を返納させるものとする。

1) 資格の有効期間が満了し、更新の申請を行わないとき。

2) 認定試験、資格更新、登録及び継続学習において、虚偽又は不正を行ったことが判明したとき。

- 3) 海上工事施工管理技術者（補）として、ふさわしくない行為が判明したとき。
- 4) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

（資格の有効期間）

第 16 条 資格の有効期間は、合格通知後の最初の 4 月 1 日から 5 年間とする。ただし、合格通知に有効期間の記載がある場合は記載の期間とする。

（（補）資格証の変更及び再交付）

第 17 条 海上工事施工管理技術者（補）は、（補）資格証の記載事項に変更が生じた場合、若しくは（補）資格証を紛失した場合には、認定機関にその理由を付して申請し、（補）資格証の記載事項の変更、若しくは再交付を受けなければならない。

2 （補）資格証の記載事項の変更、若しくは再交付を行った場合、認定機関は（補）登録原簿の該当箇所の変更を行う。

3 （補）資格証の記載事項の変更、若しくは再交付を受けようとする者は、その申請に際し認定機関に手数料を納付しなければならない。なお、手数料については、別に定める。

#### 第 4 章 資格の更新

（更新の申請）

第 18 条 資格の更新を受けようとする者は、有効期間の満了日までに認定機関に資格更新の申請を行わなければならない。ただし、第 19 条の所定の継続学習の単位を取得している場合に限り、資格更新の申請は、有効期間の満了日の 2 か月後まで行うことができる。

（継続学習）

第 19 条 資格の更新を受けようとする者は、資格の有効期間内に所定の継続学習の単位を取得しなければならない。なお、継続学習制度については別に定める。

（資格の審査）

第 20 条 認定機関は、更新申請者が所定の継続学習の単位を取得していると認められる場合、審査によりその認定資格を更新する。

（資格更新の登録及び（補）資格証の交付）

第 21 条 認定機関は認定資格を更新した場合、（補）登録原簿に更新事項を登録するとともに、更新した（補）資格証を交付する。

（更新資格の有効期間）

第 22 条 更新資格の有効期間は、更新前の資格の有効期間満了後 5 年間とする。

（更新手数料）

第 23 条 資格の更新を受けようとする者は、更新の申請に際し、認定機関に更新手数料を納付しなければならない。なお、更新手数料は別に定める。

（資格失効者の救済）

第 24 条 第 15 条の 1) の規程により資格を失効した者は、資格を失効した翌年度に限り、以下の要件を満たす場合には、資格を回復することができる。

ただし、資格を失効した者が資格回復の申請を行わなければならない。

- 1) 資格の有効期限内の 5 年間及び資格を失効した年度の更新申し込みまでの合算した期間に、第 19 条に規定する所定の継続学習の単位に達し、その後、海上工事施工技術報告書又は海上工事施工関連技術報告書を提出し、その報告書が適切と判断され

た場合。

- 2 資格を回復した者の当該資格の有効期限は、資格を回復した日以降の年度末まで及び翌年度からの4年間とする。また、資格回復後の継続学習については、資格回復後から新たに積算することとし、次回の資格更新に必要な継続学習単位は、資格回復後からの有効期間内に取得した単位を対象とする。

## 第5章 委員会

(海上工事施工管理技術者資格認定制度運営委員会の設置)

- 第25条 認定機関の長は、海上施工管理技術者(補)資格認定制度を公正かつ適切に運営するため「海上施工管理技術者資格認定制度運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。なお、運営委員会については別に定める。

(海上工事施工管理技術者資格認定試験委員会の設置)

- 第26条 認定機関の長は、(補)資格認定試験を公正に行うため「海上工事施工管理技術者資格認定試験委員会」(以下「試験委員会」という。)を設置する。なお、試験委員会については別に定める

## 第6章 その他

(秘密の保持義務)

- 第27条 (補)資格認定制度に関わる認定機関の役員及び職員、各委員会委員、幹事並びに各委員会の出席者は、(補)資格認定制度に関して知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

(不服の申し立て)

- 第28条 資格の認定、登録及び更新等について不服ある者は、認定機関に申し立てをすることができる。認定機関は、不服の申し立てがあったときは、運営委員会の意見を聞いて処理するものとする。

(事務局)

- 第29条 (補)資格認定制度の運営の事務局は、認定機関 審査・認定部とする。

## 附則

この規程は、令和9年4月1日から制定施行する。